

## 時国健太郎家文書目録凡例

一、本目録は、一九五二年から一九九七年の間に行われた時国健太郎家文書調査に基づく編年目録集である。同家の文書は、その採訪時期によって第一次から第四次、第四次（補遺）までに区分されているが、本目録はそれらをすべて編年順に並べ替えて刊行するものである。

二、同家文書の第一次から第四次（補遺）までの概要は以下の通りである。

### 第一次採訪文書

一九五二年～一九五三年にかけて、渋沢敬三を中心に実施された九学会連合の奥能登調査を機縁に採訪された古文書。同氏が顧問を務めていた財団法人日本常民文化研究所では、当時、水産庁の委託を受けて全国の漁業制度資料調査事業を行っており、その資料収集の一環として、宮本常一が一九五二年に借用したもので、一九五五年までに筆写・返却を終えている。第一次採訪文書は、同研究所より『奥能登時国家文書』（時国復一郎家文書）全五巻として一九五四～一九五八年に岡書院より刊行された。

### 第二次採訪文書

一九五二年二月に同じ作業の継続として、宮本常一が借用した古文書で、諸般の事情から未整理のまま研究所に残されたもの。一九八五年以降始まった神奈川大学日本常民文化研究所による、調査・研究の過程で虫損等を補修の上、一点ずつ整理を行い一九九四年までに返却を終えた。

### 第三次採訪文書

『輪島市史』編纂にともなう調査の際に見出されたもの。このうち三一点が同資料編第二巻（一九七二年刊）に収録されている。本研究所では、一九八七年にこの文書を借用し、補修・封筒詰め整理を行ったのち、一九八九年までに全てを返却した。

### 第四次採訪文書

一九八五年より本研究所が行った調査の中で新たに発見された文書。近世文書（襖下張り文書と絵図を除く）については、一九九四年までに整理・返却を終えた。

第四次(補遺) 探訪文書

探訪時、本研究所では「古シ蔵」と呼称した、時国家味噌蔵と、時国家母屋に管理・展示されていた史料群。

三、文書の配列は基本的に編年順であり、次に年未詳のものを配置した。

但し、改元の年には、次元号との重複があるが、月日が判明している史料を優先して配置したため、目録中に元号が混在している場合がある。

四、年未詳分については、以下の優先順位に従い配置している。

- 1、月日の判明するもの
- 2、月の判明するもの
- 3、日の判明するもの
- 4、年月日の判明しないもの

五、目録記載事項は、年代(和暦、年月日閏)、標題、作成、宛名、形態、現状、法量、備考、文書番号である。

(1)「年代」の記載は原則的に以下の通りである。

- ①年代は基本的に史料に記された最も古い年号を記載している。縦帳、横帳、綴等で、作成年が複数年にわたっている場合にも同様である。
- ②史料中の文言などから年号が推定される場合には、年月日の後ろに「( )」を記入した。
- ③「月」欄の○で囲まれた数字は閏月を表す。
- ④その他特殊な表記がなされている場合には備考に注記した。

(2)「標題」の記載方法は原則的に以下の通りである。

- ①原史料に標題があるものについては、それを記載した。
- ②①のみでは内容が判然としない場合には、( )内に内容を簡略に示した。
- ③標題のない史料については、内容のみ( )を付して略記した。

(3)「作成」、「宛名」の記載は原則的に以下の通りである。

- ①作成者や宛名が複数の場合には、その間を「」で区切った。
- ②住所と氏名が改行されている、もしくは同一行でありながら明らかな区分が認められる場合には一文字分の空白で示した。
- ③印文が判読できる場合、「備考」欄に注記した。
- ④作成者印などの印形が判明する場合、丸印は(印)、角印は「印」で表記した。
- ⑤印色が朱・茶等であった場合、丸茶印は(茶印)、角朱印は「朱印」等として表記した。

(4)「原形態」は調査時点での状態とし、その記載は原則的に以下の通りである。

- 縦紙・折紙・切紙・切継紙・縦帳・横帳・横半帳・卷子・単票・仮綴・綴・便箋・葉書・封筒・繻・その他
- (5)「現状」は調査時点で、破損、欠落があったものを注記している。

(6)「数量」は基本的に「1点」となっているが、史料の内容から例外的に数点一括しているものもある。

(7)「法量」は、調査時点で計測したものである。

(8)「備考」にはこの他、調査による観察等で得られた情報、また特に記載する必要があると考えられるもの(端裏書、継目裏印など)を記載している。

(9)文書番号は、最初に探訪次、次に文書番号1~4を記載した。

①第一次については、基本的に『奥能登時国家文書』(時国復一郎家文書)に記載されている文書番号によっている。但し、マイク

ロ写真から複数文書であるという判断が可能であった場合には、適宜枝番号を増やした。

②第二次から第四次は、探訪次に、編年順に並べたものに番号を付与し、袋などで史料が一括されている場合には、子番号、孫番号…と階層を増やしている。

六、目録中の■は、異体字、屋号など、活字として再現出来なかった文字や記号を表し、その説明は「備考」欄に記載している。

七、目録中の□、「」は文字欠を表す。□は文字数の明らかなもの、「」は文字数が不明なものである。

八、全ての事柄において、推測によって得られた情報については、空白文字を表す□、もしくは「」の後に（〜カ）と注記した。

九、史料一点について、欄外に通し番号を付した。

歴代当主名は次の通りである。

〈当主〉 藤左衛門、次郎兵衛、喜左衛門（三十郎）、長左衛門、徳左衛門、十蔵、右馬助、右京祐、采女祐、左門（右京助）、甫太郎、復一郎、恒太郎